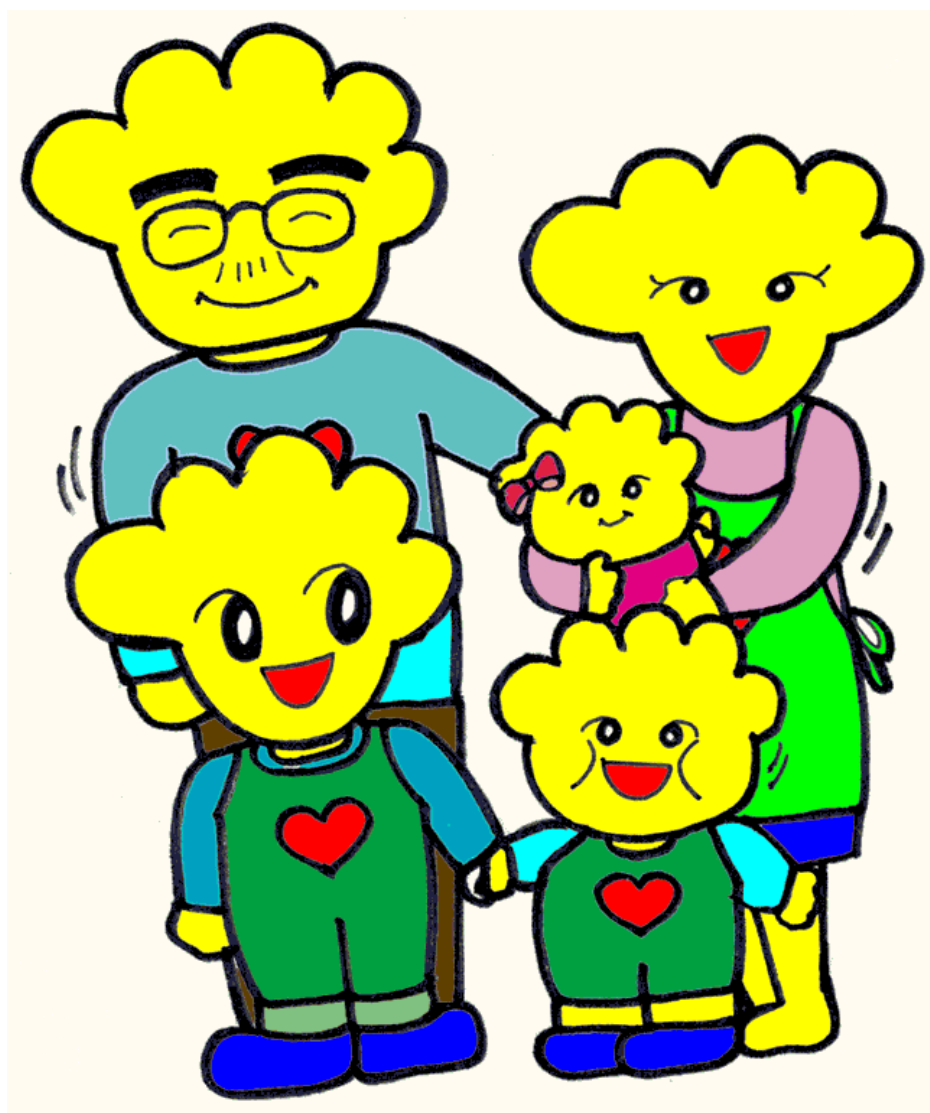


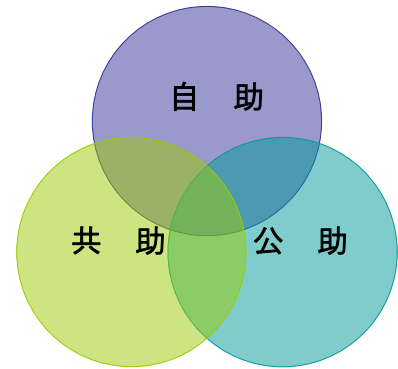
地域の防災活動（自主防災活動）について
～自分たちの地域は自分たちで守る～



御坊市 市民福祉部 防災対策課

◎ 防災対策の役割分担（自助・共助・公助）

- ・「**自助**」（個人・家庭の役割）
市民一人ひとりが自分自身を災害から守ること
- ・「**共助**」（地域の役割）
地域社会がお互いを災害から守ること
- ・「**公助**」（行政の役割）
国・県・市など行政が住民を災害から守ること

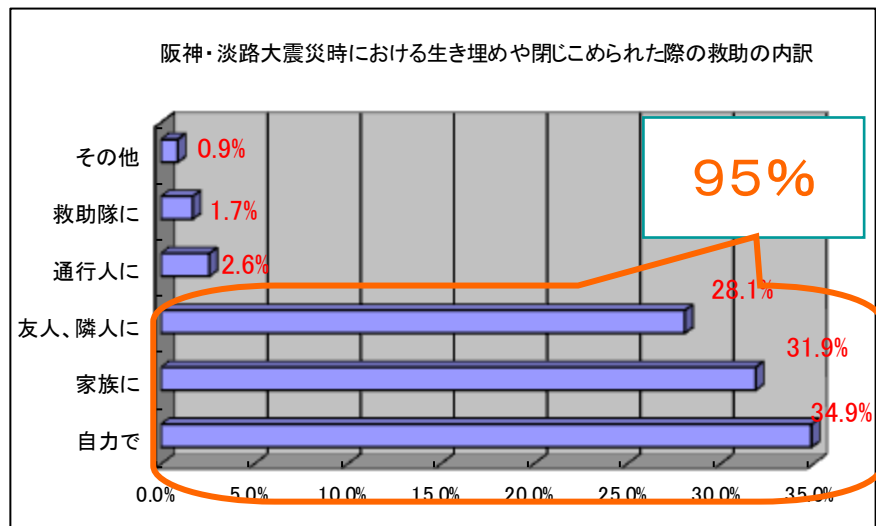


◎ 地域の役割（共助）の重要性

大災害が発生したとき、交通網の寸断、同時に多発する火災などにより、国・県・市等の公共機関が十分に対応できない可能性があります。また、それぞれの家庭がバラバラに活動しては、地域の混乱は一層ひどくなります。そんなとき力を発揮するのが、「**地域ぐるみの防災活動**」です。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた際に救助された際の内訳を見る

と、約95%が自力・家族・友人、隣人に救助されています。【右図】「自分の命は自分で守る（自助）」ということや「隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さ（共助）」など、日頃はなかなか意識しないことが、実は最も重要な防災対策であるということです。



（社）日本火災学会：『兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書』

いざというときに備えて、日頃から、「**自分たちの地域は自分たちで守ろう**」という意識のもと、町内会（自治会）活動の一環として、防災について話し合い、防災活動に取り組むことが大切です。

◎ 「自主防災組織」の結成を

災害時に地域の防災活動がより効果的に行われるためには、災害に備えた組織（「自主防災組織」）を結成し、役割分担を決め、防災訓練等計画的な活動を実施しておくことが有効です。

◎ 自主防災組織とは？

地域の防災活動を効果的に行うため、役割分担を決め、規約・防災計画等を作成し、それに基づき活動を行う住民による自主的な防災組織です。



組織の規約づくり

1. 地域で組織的な活動を実施する場合、規約等を定めておき参加する住民相互の合意を明確化しておくことが必要です。
2. 町内会（自治会）活動の一つとして防災活動を実施していく場合は、町内会（自治会）の規約を改正する方法もありますが、新たに組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要があります。
3. 規約には、組織の目的、事業内容、役員の選任や任務、組織運営等を盛り込みます。

活動計画

防災活動は安定した継続性が不可欠です。

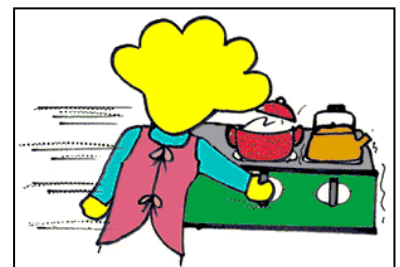
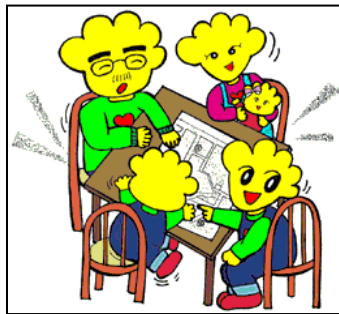
今後どのような活動を行うか、また年間を通じてそれをどう具体化していくか、きちんとした中・長期の活動計画や年間の活動計画を立て、実行していくことが重要です。

組織の編成

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うためには、活動の内容をよく分析し、組織内の役割分担を明確化して、それぞれの地域の実情に適した組織編成をしておくことが必要です。

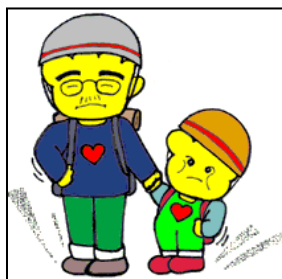
日頃の活動

1. 防災知識の普及・啓発
2. 地域の状況の把握
3. 防災訓練の実施
4. 火気使用設備器具等の点検
5. 防災資機材の備蓄と整理・点検



災害時の活動

1. 情報の収集及び伝達
2. 出火防止・初期消火
3. 避難
4. 救出・救護
5. 給食・給水



*自主防災組織規約例

〇〇自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）により被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は、〇〇内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班長 若干名
- (4) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、 年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 班長は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。

4 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定例総会、臨時総会は、全会員をもって構成する。
- 3 役員会は、会長、副会長、班長によって構成する。
- 4 定例総会は、年1回〇〇町内会の定例総会に合わせて開催する。
- 5 臨時総会及び幹事会は、会長が招集する。
- 6 会長は会議の長となり、議事を進行する。
- 7 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第8条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要事項

(会費)

第9条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第12条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。

*自主防災組織防災計画例

〇〇自主防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 災害時要援護者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別紙のとおり防災組織を編成する。

【別紙—組織編成（例）】

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、研修会・講演会等の実施により防災知識の普及・啓発を行う。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、危険地域・防災施設、設備・災害履歴、災害に関する伝承等地域の防災問題に関する把握を行う。

6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようになるため、随時防災訓練を実施する。

7 情報の収集・伝達

災害発生時、情報班は地域内の災害情報、防災関係機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

8 避難

(1) 避難誘導の指示

市から避難の指示または勧告がでたとき又は、会長が必要であると認めたときは自主防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示を受けた時は、住民を避難所に誘導する。

9 出火防止及び初期消火

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図り、地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため消火資機材等の配備を行う。

10 救出・救護

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協力する。

11 給食・給水

給食・給水班は、地域内の家庭から提供を受けた食料、市から配布された食料等の配分、炊き出し等により給食給水活動を行う。

12 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため台帳・マップ等を作成し、定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

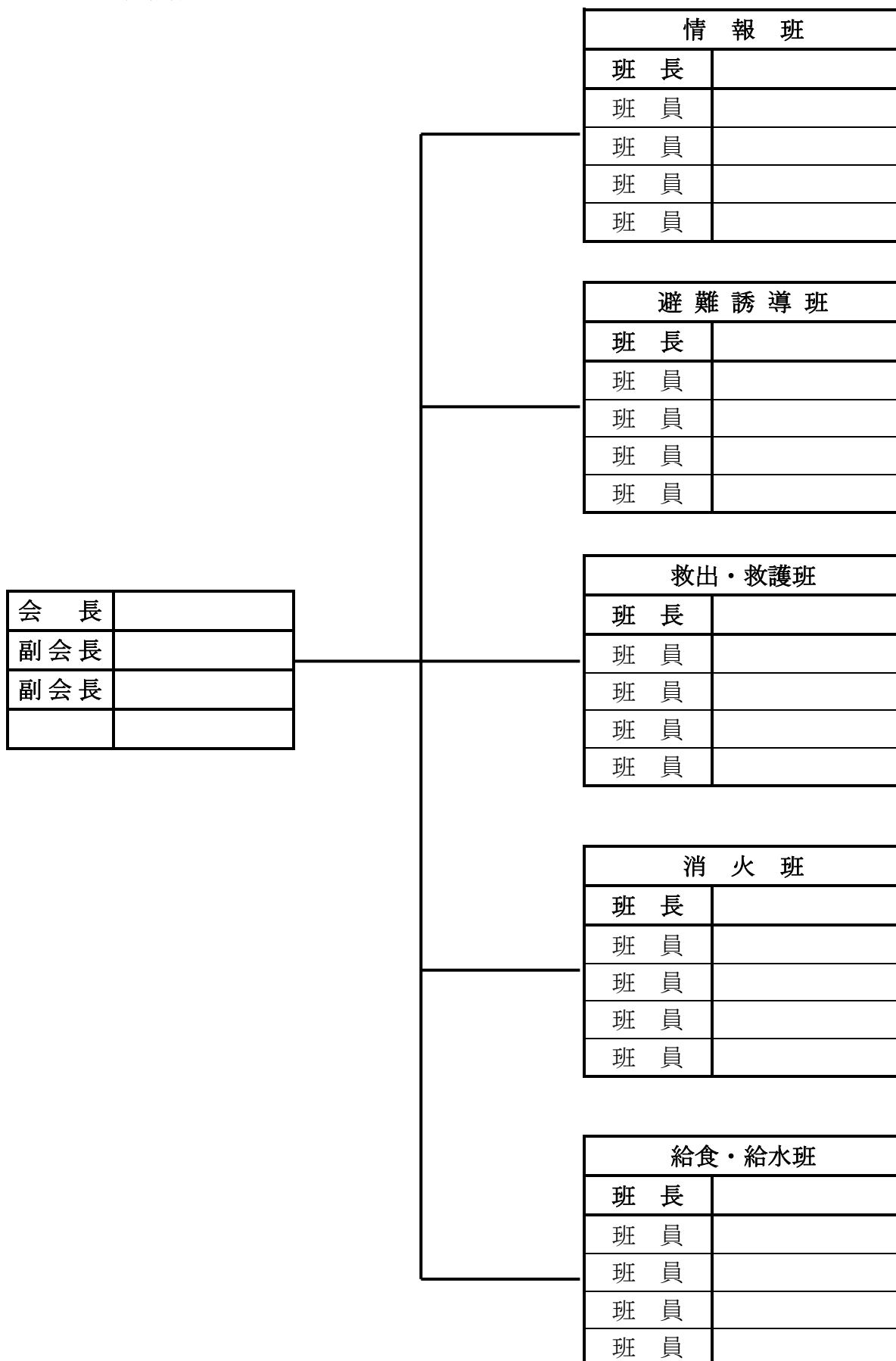
13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他組織等との連携を図るものとする。

14 防災資機材等

防災資機材等を計画的に備蓄し、定期点検を実施する。

*自主防災組織編成例



☆御坊市内の各地区の活動例

＊防災研修会の開催

- ・市出前講座等による防災研修



(北吉田区)

＊各種訓練の実施

- ・津波避難訓練



(北塩屋区)



(南塩屋区)

- ・図上訓練



(北吉田区)



(北塩屋区)

- ・防災資機材等使用訓練



(北塩屋区)



(南塩屋区)

＊避難路等の整備



(丸山区)